

○大野極楽寺公園ほか2公園指定管理者公募説明会 質問に対する回答

20250723

No	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
1	数量表	P7～9 P15～16 P21	大野 園地管理業務 光明寺 園地管理業務 木曽川 園地・植物管理業務	芝草刈り工並びに除草工の施工対象面積について、新たなゾーン分けに合わせて、数量表に記載されている各公園の面積を積上げたところ、前回仕様書の数量約487,000㎡に対し、今回仕様書の数量が約615,000㎡となり、約127,000㎡増となっております。 各ゾーンの対象数量についても変わっており、一例として総合体育館周辺が前は1,800㎡だったものが今回72,540㎡に変更されております。 各数量の変更内容（名称の変更箇所、数量見直し箇所やゾーン間の数量の移項その他）についてご教示ください。 また、各ゾーン内のブロック（小文字アルファベットの箇所）の内訳が図面のどの箇所に対応するのかご教示ください。	今回の募集にあたり、施工対象面積等は、過去からの積み上げではなく、全区域において新たにGIS等により計測しなおしております。そのため、数量等が変わっている部分があります。 なお、各ゾーン内のブロックの内訳は別添図面のとおりです。
2	募集要項	P10	10 指定の申請等について （３）申請関係書類 ②事業者に関する書類 カ 法人以外の団体にあっては次の書類	当法人は、公益法人会計（平成20年基準）に準拠し財務諸表を作成しているため、キャッシュフロー計算書の作成義務がない団体です。よって、申請関係書類にあるキャッシュフロー計算書の提出においては、「キャッシュフロー計算書の作成義務がないことの申立書」を提出することに代えてよろしいでしょうか。	かまいません。
3	募集要項	P13	12 協定について （３）リスク分担の考え方	「基本協定締結時に想定できない急激な物価の変動に伴う経費増」とありますが、「急激な」変動の考え方における具体的な基準（数値等）をご教示ください。 また、人件費は当該分担事項の対象となっていると考えてよろしいでしょうか。	具体的な数値は定めていません。その都度の協議となります。 なお、当該分担事項は、人件費も対象です。
4	募集要項	P13	12 協定について （３）リスク分担の考え方	「施設、備品等の修繕、撤去、取替」について、指定管理者の当初予算を上回る緊急性を要する修繕等が発生した場合、負担者はどちらになるのかご教示ください。 もしくは、指定管理料における修繕等の予算額を示していただき、これを超える場合は『市』の負担としていただけないでしょうか。	案件毎にその緊急性や重要度、指定管理者のそれまでの負担額等を勘案し、市と指定管理者との協議により、市が決定します。
5	募集要項	P13	12 協定について （３）リスク分担の考え方	「物価の変動」について、単年度における変動と理解し、年度ごとの収支計画書には、想定される変動を見込み作成すればよいと理解すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	募集要項	P13	12 協定について （３）リスク分担の考え方	施設、備品等の修繕、撤去、取替について、諸施設・設備の老朽化及び樹木の老齢化が顕著となっています。指定管理が負担する上限額を示していただくことは可能でしょうか。	今回、市が修繕費等の上限額を示す用意はありません。指定管理者において予算額等を提示してください。
7	募集要項	P13	12 協定について （３）リスク分担の考え方	消費税率の変更や政府による賃上げ促進策などの施策があった場合のスライドは対象外でしょうか。	市と指定管理者との協議により、市が決定します。
8	募集要項	P15	（３）引継業務	前任指定管理者の指定期間内に発生した債務が指定期間終了後に発生した場合の取扱いについて。例えば電気・水道料金は1～2カ月遅れで事業者より発行されますが、3月分が指定期間終了後の4月以降に発行された場合の負担義務はどこになるのでしょうか。	電気・水道料金については、新たな指定管理者に引き継ぐものと考えます。

○大野極楽寺公園ほか2公園指定管理者公募説明会 質問に対する回答

20250723

No	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
9	仕様書	P5	③入園口等の開閉時間	車道もしくは車道に隣接した場所で管理作業を行う場合、安全管理上の観点から、別途協議・調整の上、開閉時間を変更することは可能でしょうか。	公共交通の運行に支障がない場合については、可能と考えます。
10	仕様書	P6	参考（抜粋）一宮市総合体育館の管理・運営方法 取扱書	植栽管理について、体育館との役割分担を図面等で明示してご教示いただけないでしょうか。	建屋の外の全ての植物管理を行います。原則、管理区域内の植物管理・園地管理は、全て本業務に含まれます。
11	仕様書	P7	4 業務の範囲・内容 （１）維持管理業務 ②建物・工作物の維持管理及び小規模な修繕	照明灯の灯具については、2026年度から市負担でLED灯に交換を予定しているとあり、市内の公園の照明灯については一宮市街路照明灯、公園照明灯LED化事業により運営されているものと承知しておりますが、本指定管理区域の照明灯についても2026年度から運用されると理解してよろしいでしょうか。 その場合、照明灯の保守点検（電気設備保守点検）は本業務から除外されるのでしょうか。	「一宮市街路照明灯、公園照明灯LED化事業」ではありませんが、2026年度にリース契約又は改修工事により、LED灯に交換を予定しています。LED灯の交換方法によっては、業務内容に変更がある場合があります。この場合においても、電気施設保守点検業務は、本業務に含まれます。
12	仕様書	P8	4 業務の範囲・内容 （１）維持管理業務 ⑥その他	2）自然環境再生事業について、エントランス花壇からは「私たちの庭の会」は既に撤退していますが、他の団体、或いは他の場所を指しているのでしょうか。	エントランス花壇は、現在、「私たちの庭の会」の組織機能の一部として実施しているものと考えています。
13	仕様書	P9	4 業務の範囲・内容 （１）維持管理業務 ⑥その他	6）現状のドッグランの運営管理と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	仕様書	P10	4 業務の範囲・内容 （２）運営業務 ②利用促進 3）公園施設の利用調整について	「わんわん広場（ドッグラン）」について“小型犬”という表記が記載されていませんが、その理由についてご教示ください。	特に理由はありません。
15	仕様書	P11	4 業務の範囲・内容 （４）利用料金等の徴収・収受	貸自転車、バーベキュー炉は条例改正が考慮されていますが、視聴覚室や研修室、ならびに都市公園内における行為に係る利用料金についても、条例改正を考慮いただけないでしょうか。	「条例別表第16」に記載のある項目（視聴覚室、研修室、バーベキュー広場、自転車）については、本業務における条例改正の対象としていますが、必要があれば、「条例別表第15」の条例改正も考慮します。
16	数量表	P4	大野 主要施設一覧 A エントランスゾーン	花壇40㎡の備考欄に記載された「四季花花壇（緑化ボランティア管理）」にある緑化ボランティアとはどの団体を指しますか。 また、花材等の支給はあるのでしょうか、併せてご教示ください。	「私たちの庭の会」です。花材提供も行います。
17	数量表	P5	大野 主要施設一覧 D 鳥のゾーン	「n 苗圃」に「キャンプ場区域を含む」とありますが、これは誤記載でしょうか。	誤記です。「キャンプ場区域を含む」を削除してください。
18	数量表	P11	光明寺 管理運営業務 建物・工作物管理及び清掃	建物・工作物管理及び清掃の項目に水景施設保守点検が積まれています。現状として噴水や流れは故障し、修繕費が高額なため停止している状況にあります。今後の噴水、せせらぎの在り方の考えをご教示ください。	用途変更について、検討中です。

○大野極楽寺公園ほか2公園指定管理者公募説明会 質問に対する回答

20250723

No	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
19	数量表	P15	光明寺 園地管理業務 A 球技場周辺 B 総合体育館周辺	「f 高架下駐車場」、「g 体育館東駐車場」の区域管理について体育館との役割分担について詳しくご教示ください。例えば駐車場内の車止め等施設や舗装の破損などはどが負担するのでしょうか。 また、「a 西駐車場」についての考え方もご教示ください。	本業務に含まれます。 ただし、破損等の理由が、利用者指導の不備等、他の施設管理者の管理運営による場合は、協議となります。
20	数量表	P18	木曽川 管理運営業務 建物・工作物管理及び清掃	トイレ清掃（北方広場仮設トイレ）は日常清掃と特別清掃が「適宜」と計上されていますが、以下の事項についてご教示ください。 ①日常清掃の想定頻度 ②特別清掃の具体的な作業内容・想定頻度 ③現在の汲み取り回数 ④木曽川増水時の撤去の有無および撤去方法	環境部により清掃・汲み取りを行うこととなったため、①、②、③については、原則、必要ありません。「適宜」は削除します。ただし、いたずら等、特別な場合を除きます。 また、④については、撤去の必要はありません。
21	数量表	P21	木曽川 園地・植物管理業務 B 光明寺公園周辺	B光明寺公園周辺 b 多目的広場と c 坂路周辺の草刈り工が標準 2 回と記載されているが、リバーサイドフェスティバルと緑化フェアの 2 回を想定していると捉えてよろしいでしょうか。 基本、臨時駐車場として利用する場合は使用者が草刈りなどの管理を行うことになっていましたが、リバーサイドフェスティバルと緑化フェア以外に利用があった場合は、使用者が草刈りなどの管理を行うことでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	数量表	P9	大野 園地管理業務 f 芝生広場	『ゴミ積込処分』の業務内容についてご教示ください。 また、今回、大野極楽寺公園風のゾーンには『ゴミ積込処分』が計上されており、他の2公園には計上されておられません何故でしょうか。	大野極楽寺公園（風のゾーン）のグラウンドゴルフ場で活動している団体が行う芝刈りの補助を想定しています。
23	数量表	P17	光明寺 植物管理業務	寄植えの管理対象数量が前回10,277㎡（寄植えと地被合計）と比べかなり少なくなっています。生垣については対象数量に計上されておませんが、積算を行うにあたりどのように考えておけば良いでしょうか。	「低木 寄植 700㎡」を、「低木 寄植 7,000㎡」と訂正します。また、この表の「害虫防除」の上に、「生垣 樹高2.0m未満 300m 剪定工 適宜」を追加し、訂正します。 なお、本数量は参考数量とし、指定管理者の考え方で積算してください。
24	数量表	P21	木曽川 園地・植物管理業務	前述した光明寺公園と同様に前回記載されていた低木寄植（183㎡）が計上されておませんが、積算を行うにあたりどのように考えておけば良いでしょうか。	本区域においては、剪定が必要な低木寄植は確認されませんでした。
25	数量表	P1	大野 管理運営業務 建物・工作物管理及び清掃	火災報知器保守点検の数量が 1 回となっているが 2 回の誤植と推定します。法定点検は機器点検と半年後の総合点検が義務付けされており年 2 回となります。（葉栗消防署確認）	「年2回」と訂正します。